

徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、「経営企画戦略副課長」を「経営企画課副課長」に、「経営企画戦略課課長補佐（予算経理担当）」を「経営企画課課長補佐（政策調整・予算経理担当）」に改める。

第三条三項中「課長補佐（予算経理担当）」を「課長補佐（政策調整・予算経理担当）」に改める。

第十五条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第四十条の三表中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に、「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十一条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第九十三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第九十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第一百九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第一百九条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十一条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十三条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十四条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十八条の二中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百三十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百三十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 改正後の徳島県企業局財務規程の様式に相当する改正前の徳島県企業局財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。